

一般社団法人日本スタートアップ監査役等協会

定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本スタートアップ監査役等協会と称し、英文では Japan Startup Audit & Supervisory Board Members Association と表記する。

(目的及び事業)

第2条 当法人は、スタートアップにおける監査品質の向上を図り、スタートアップの健全な成長・発展に寄与することにより、我が国からの新産業の創出、及び我が国経済の成長・発展に貢献し、会員のスキル向上及び専門知識の習得、人間関係の形成の促進、スタートアップ監査役等の業務環境の整備・改善及び社会的地位の向上を目指すとともに、スタートアップがスタートアップの監査役等として適切な人材を効率的に探索できるよう仕組みを提供するため、次の事業を行う。

- (1) スタートアップにおける監査役等監査制度の調査・研究、情報収集及び情報提供
- (2) 会員及びスタートアップ・エコシステム関係者の交流会、勉強会等、会員のスキル向上や専門知識の習得、人間関係の形成を促進する機会等の提供
- (3) スタートアップにおける監査役等監査に関する資料提供、各種相談対応
- (4) スタートアップ監査役等のロールモデルの提示、業務環境に関する社会・関係機関への提言
- (5) スタートアップ監査役等候補者に関する情報のスタートアップへの提供
- (6) スタートアップにおける監査役等監査に関連した国内外の関係機関との連携及び協力
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。
2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会の承認を得るものとする。

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、やむを得ない事由を除き、6ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第 7 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第 8 条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 総社員の同意があつたとき

(社員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 9 条 社員が第 6 条、第 7 条又は第 8 条の規定により資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既に支払った会費、基金その他の拠出金は、これを返却しない。

(社員名簿)

第 10 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第 3 章 社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の入社及び除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他法令及び定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了の日から 3 ヶ月以内に 1 回開催する他、臨時社員総会を必要に応じて開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事

長が招集するものとする。

- 2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、社員に対して、その通知を発することを要する。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序に従い、他の理事がこれに代わる。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 社員は、委任状をもって代理人により議決権を行使することができる。ただし、代理人となる者は、議決権を有する当法人の社員 1 名に限るものとする。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

第 4 章 役 員

(役員の設置)

第 19 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 15 名以内
 - (2) 監事 1 名以上 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を理事長とする。
- 3 第 2 項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び事務局長は、理事会の決議により理事の中から定める。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分

担執行する。

3 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、当法人の会計及び理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員の任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(責任の免除又は限定)

第 25 条 当法人は、役員の一般法人法第 111 条 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益）は社員総会の決議によって定める。

第 5 章 理事会

(構成)

第 27 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会の任務、構成及び運営に必要な事項は、理事会が別に定める規程による。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(招集及び議長)

第 29 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集し、その議長となる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序に従い、他の理事がこれに代わる。

(理事会の招集通知)

第 30 条 理事役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各理事及び各監事に対して発するものとする。ただし、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 32 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印又は電子署名する。ただし、代表理事が欠席した場合は、出席した理事及び監事が、これに記名押印又は電子署名する。

第 6 章 基金の拠出及び返還

(基金の拠出)

第 34 条 当法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求めるものとする。

(基金の募集等)

第 35 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の議決によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 36 条 基金の拠出者は、当法人が解散するときまで、その返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第 37 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条 2 項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第 38 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第 7 章 計 算 (事業年度)

第 39 条 当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から翌年 12 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当の禁止)

第 40 条 当法人は、剰余金の配当を行わない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、他の公益社団法人又は公益財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人若しくは国又は地方公共団体に帰属させるものとする。

第 9 章 附 則

(最初の事業年度)

第 44 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から 2025 年 12 月 31 日までとする。

<略>

(法令の準拠)

第 47 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上